

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会
第3回栃木県最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和2年8月5日(月) 13時30分～15時45分					
出席状況	公益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 栃木県最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 労使双方の主張について</p> <p>ア 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>(ア) 改定状況調査結果第4表、Bランク産業計の男女計の賃金上昇率0.4%に、現在の最低賃金額853円を乗じ、端数を切り捨てた額である3円の引上げ額を提示。</p> <p>(イ) 3円維持の主張がなされたが、公益代表委員より全会一致に向けた再考を促され、使用者代表委員に歩み寄るため、2円提示した。</p> <p>イ 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>(ア) 今は、事業の継続と雇用の維持が最大の課題であるとして、前回同様、引上げ額0円の据え置きを提示した。</p> <p>(イ) 現状で最低賃金上がることによる中小零細企業等の事業主への影響を考慮してもらいたい。最低賃金を上げないとしたことで、雇用主へのメッセージとなると考え、引上げ額の0円の据え置きの考えは変わらないと主張した。</p> <p>(2) 結審状況等について</p> <p>公労、公使協議を経て、労働者代表委員2円の引上げ、使用者代表委員は0円据え置くとの主張で膠着したため、これまでの審議経過、労使それぞれの主張を尊重し、その上で、現状の最低賃金の水準が最低賃金法第1条に規定する法の目的を満たすという部分の重要性も加味して、公益見解1円引上げ、時間額854円を提示した。</p> <p>協議の結果、労働者代表委員は「公益見解を尊重し了承」したが、使用者代表委員は同意できないと主張し、全会一致に至らず、採決の結果、賛成5(公2、労3)：反対3(使3)賛成多数により結審した。</p> <p>また、審議会会長あての報告書について審議し、原案どおり決議された。</p> <p>2 その他 特になし</p>						